

# 埼玉県透析医会 会則

## 第1条（名称）

本会は埼玉県透析医会と称する。

## 第2条（目的）

腎不全対策の推進のために事業を行い、もって会員の倫理の昂揚及び資質の向上並びに地域の保健・福祉に貢献することを目的とする。

## 第3条（事業）

本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1) 人工透析療法の導入及び継続に関しその適正化を図る。
- 2) 人工透析療法に関する医療従事者の教育及び研修を行う。
- 3) 人工透析療法の安全性及び有効性と腎不全患者に対する医療の確保を図るための調査研究を行う。
- 4) 腎不全予防、腎移植その他腎不全対策の推進のため、行政機関が行う活動に協力する。
- 5) 危機管理対策を行政機関と協力し推進する。
- 6) 会員の相互連絡及び親睦を図る。

## 第4条（講演会・総会）

- 1) 学術講演会開催のため、当番幹事をおく。
- 2) 当番幹事は幹事会において定める。
- 3) 講演会・総会は年1回、会長により開催される。
- 4) 講演会参加者は参加費を納入するものとする。参加費の額は幹事会において決定し、施行細則に記載する。

## 第5条（会員）

会員は正会員と施設会員とする。正会員は、本会の主旨に賛同する埼玉県内で透析に従事する医師（埼玉県医師会員であることが望ましい）、施設会員は本会の目的に賛同した医療施設、診療科とする。会員は会費を納入するものとする。会費の額は幹事会において決定し、施行細則に記載する。連続して3年間会費を納入しないものは退会とみなす。

## 第6条（役員）

- 1) 本会は次の役員を置く。

会 長	1名
副会長	1名
幹 事	若干名
監 事	1名

- 2) 幹事及び監事は総会において会員の中から選任する。
- 3) 幹事は互選により会長及び副会長を定める。

#### 第7条（職務）

- 1) 会長は本会を代表し、会務を総理する。
- 2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故がある時、又会長が欠けた時は、その職務を代行する。
- 3) 役員は幹事会を構成し、会務を処理する。
- 4) 監事は会務、会計を監査する。

#### 第8条（任期）

役員任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

#### 第9条（報酬）

役員は無給とする。

#### 第10条（経費）

本会の経費は会費、参加費、寄付金及びその他の収入にてこれに充てる。

#### 第11条（会計年度）

- 1) 本会の会計年度は毎度4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。
- 2) 本会の会計は事務局がこれにあたり、監事の監査、幹事会での承認を経て総会に報告し承認を得る。

#### 第12条（会則の変更）

会則の変更には過半数の役員の出席する幹事会において、その3分の2以上の賛成を必要とする。

#### 第13条（事務局）

本会の事務局は下記に置く。

さいたま赤十字病院 腎臓内科  
事務連絡責任者 雨宮 守正

#### 第14条（附則）

本会則は令和3年4月20日より施行する。

## 施行細則

### 第1条（年会費）

施設会員の年会費は10,000円とし、その施設に所属する正会員の年会費は免除される。

### 第2条（参加費）

参加費は（1人）1,000円とする。